

議第二百二十三号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年九月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の四の表備考中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の三号を加える。

十 二の項における建築物について、法第二十九条第三項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、認定を行う計画に係る一の建築物ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、区分の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、第七号から前号までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

十一 三の項における建築物について、法第二十九条第三項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、変更の認定を行う計画に係る一の建築物（変更が行われない建築物を除く。）ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、区分の欄中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、第七号から第九号までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

十二 前号の規定により一の建築物ごとに算出する場合であつて、当該一の建築物が変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物であるときにおける三の項の規定の適用については、同項区分の欄に掲げる区分に応じ同項額の欄に掲げる額は、それぞれ当該区分と同一の二の項区分の欄に掲げる区分に応じ同項額の欄に掲げる額とする。この場合において、前号中「法第二十九条第三項に規定する申請建築物又は他の建築物」とあるのは、「変更の認定を行う計画に新たに追加される建築物」とする。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日から施行する。

提案説明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物の連携により省エネ性能を向上させる場合における性能向上計画認定申請手数料及び性能向上計画変更認定申請手数料の額の算定方法を定めるため、この条例を定めようとする。